

神川町特産品開発支援事業補助金 補助対象経費一覧**補助対象の経費の例**

項 目	内 容
特産品の開発に要する経費	試作品に係る材料費、加工費、マーケティング及びブランディング委託料、技術コンサルタント料、外部専門家への謝金、事業に必要な消耗品費、事業に必要な郵便料・運送代
品質検査、栄養成分の分析等に要する経費	品質検査手数料、栄養成分の分析手数料、試験及び分析に係る費用
商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費	パッケージ・ラベル等のデザイン委託料、デザイナーへの謝金
商標登録等に要する経費	商標権・意匠権等の取得費
販売促進に係る広告宣伝に要する経費	チラシ・パンフレットの作成・印刷費、ホームページ制作費、広告宣伝費

※ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額とする。

補助対象とはならない経費の例

- ・ 機械購入や施設整備に要する経費
- ・ 事業実施団体等の構成員に対する人件費、謝金、賃金、旅費等
- ・ 交付決定前に購入・発注・支払等をした経費